

目次	ページ
条 例	
14 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 ……	1
15 新潟県市町村総合事務組合特別職の職員の給料、議員報酬、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 ……	8
公 告	
新潟県市町村総合事務組合議会議員の退任について ……	11

条 例

新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり公布する。

平成 22 年 11 月 30 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

新潟県市町村総合事務組合条例第 14 号

新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例（平成 16 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 2 項中「100 分の 150」を「100 分の 135」に改め、同条第 3 項中「100 分の 150」を「100 分の 135」に改める。

第 26 条第 2 項第 2 号中「、100 分の 35」を「100 分の 30」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500

	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500
再任 用職 員以 外の 職員	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,500
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	381,400
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	383,300
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	385,100
	33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,900
	34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	388,600
	35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	390,300
	36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	392,000

37	191,600	248,000	290,100	336,500	364,200	393,700
38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,600	394,900
39	194,200	251,200	293,700	340,500	367,100	396,100
40	195,500	252,800	295,500	342,500	368,600	397,300
41	196,900	254,200	297,400	344,400	370,100	398,400
42	198,200	255,600	299,100	346,300	371,300	399,600
43	199,500	257,000	300,800	348,200	372,500	400,800
44	200,800	258,400	302,500	350,100	373,700	402,000
45	202,000	259,700	304,200	352,000	374,700	403,000
46	203,300	261,100	305,900	353,600	375,600	403,700
47	204,600	262,500	307,600	355,200	376,500	404,400
48	205,900	263,900	309,300	356,800	377,400	405,100
49	207,100	265,200	310,600	358,500	378,400	405,900
50	208,200	266,400	312,200	359,700	379,200	406,600
51	209,300	267,700	313,800	360,900	380,000	407,300
52	210,400	269,000	315,400	362,000	380,800	408,000
53	211,600	270,100	317,100	363,000	381,700	408,800
54	212,600	271,400	318,700	364,100	382,400	409,500
55	213,600	272,700	320,300	365,100	383,100	410,200
56	214,600	274,000	321,900	366,200	383,800	410,900
57	215,400	275,200	323,400	367,100	384,500	411,600
58	216,400	276,300	324,600	367,800	385,100	412,300
59	217,300	277,400	325,800	368,500	385,800	413,000
60	218,300	278,500	327,000	369,200	386,500	413,700
61	219,200	279,700	328,100	369,800	387,000	414,300
62	220,200	280,700	329,100	370,500	387,700	415,000
63	221,200	281,700	330,000	371,200	388,400	415,700
64	222,200	282,700	331,000	371,900	389,100	416,400
65	223,000	283,500	331,900	372,400	389,600	416,900
66	224,000	284,400	332,700	373,100	390,300	417,500
67	225,000	285,300	333,500	373,800	391,000	418,200
68	226,100	286,200	334,300	374,500	391,700	418,900

69	226,900	287,200	335,200	375,000	392,200	419,400
70	227,700	288,000	335,900	375,700	392,900	420,100
71	228,500	288,800	336,600	376,400	393,600	420,800
72	229,300	289,600	337,300	377,100	394,300	421,500
73	230,100	290,400	337,800	377,600	394,800	422,000
74	230,800	290,900	338,400	378,300	395,500	422,700
75	231,500	291,400	339,000	379,000	396,200	423,400
76	232,200	291,900	339,600	379,700	396,900	424,100
77	233,000	292,300	340,000	380,200	397,300	424,600
78	233,800	292,700	340,500	380,800	398,000	
79	234,600	293,100	341,000	381,400	398,700	
80	235,400	293,500	341,500	382,000	399,400	
81	236,100	293,800	342,000	382,700	399,900	
82	236,800	294,200	342,500	383,300	400,600	
83	237,500	294,600	343,000	383,900	401,300	
84	238,200	295,000	343,500	384,500	402,000	
85	239,000	295,300	344,000	385,100	402,500	
86	239,700	295,700	344,500	385,700		
87	240,400	296,100	345,000	386,300		
88	241,100	296,500	345,500	386,900		
89	241,900	296,800	345,900	387,600		
90	242,400	297,200	346,400	388,200		
91	242,900	297,600	346,900	388,800		
92	243,400	298,000	347,400	389,400		
93	243,700	298,200	347,700	390,100		
94		298,600	348,200			
95		299,000	348,700			
96		299,400	349,200			
97		299,600	349,500			
98		300,000	350,000			
99		300,400	350,500			
100		300,800	351,000			

	101		301,000	351,300			
	102		301,400	351,700			
	103		301,800	352,100			
	104		302,200	352,500			
	105		302,400	353,000			
	106		302,800	353,400			
	107		303,200	353,800			
	108		303,600	354,200			
	109		303,800	354,700			
	110		304,200	355,100			
	111		304,600	355,500			
	112		305,000	355,900			
	113		305,200	356,400			
	114		305,600				
	115		306,000				
	116		306,400				
	117		306,600				
	118		306,900				
	119		307,200				
	120		307,500				
	121		307,900				
	122		308,200				
	123		308,500				
	124		308,800				
	125		309,200				
再任用職員		186,300	214,000	258,400	278,700	294,300	320,300

備考 この給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める給料月額に100分の98.82（他の職員との権衡上必要と認められる限度において管理者が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を給料月額とする。

第2条 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第23条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の135」を「100分の137.5」に改める。

第26条第2項第2号中「100分の30」を「100分の32.5」に改める。

(新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則第7条第1項を次のように改める。

切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年条例第10号。第1号において「平成21年改正条例」という。)の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額(適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の職員にあつては、当該額に100分の98.82を乗じて得た額)とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

(1) 平成21年改正条例附則第2条第1号に規定する減額改定対象職員 100分の99.59

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の99.83

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から125号給まで

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例第23条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで(新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例(平成16年条例第43号。附則第7項において「育児休業条例」という。)第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第28条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成22年4月1日(同月2日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)までの間に職員(新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例(以下この号及び附則第4項において「給与条例」という。)第32条に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)

以外の者又は職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第5号）附則第7条の規定の適用を受けない職員に限る。）からこの職員以外の職員（以下「減額改定対象職員」という。）となった者（平成22年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち規則で定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当及び住居手当の月額合計額に100分の1.20を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から64号給まで

(2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.20を乗じて得た額

3 平成22年4月1日から施行日までの間において規則で定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して規則で定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額及び規則で定める者との権衡を考慮して規則で定める額」とする。

（平成23年4月1日における号給の調整）

4 平成22年1月1日において、給与条例第5条第4項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して規則で定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の平成23年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

5 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年条例第11号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

6 前項の規定は、育児休業法第17条の規定による勤務をしている職員について準用する。

7 育児休業条例第14条第1項第2号に規定する任期付短時間勤務職員に対する第4項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて

得た額とする」とする。

(規則への委任)

8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

新潟県市町村総合事務組合特別職の職員の給料、議員報酬、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり公布する。

平成22年11月30日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

新潟県市町村総合事務組合条例第15号

新潟県市町村総合事務組合特別職の職員の給料、議員報酬、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合特別職の職員の給料、議員報酬、報酬及び費用弁償等に関する条例(平成16年条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第2条関係)

特別職嘱託報酬表

職務 の級	1級	2級
	報酬月額	報酬月額
号給		
	円	円
1	320,600	366,200
2	322,900	368,800
3	325,200	371,400
4	327,500	374,000
5	329,800	376,300
6	331,900	378,800
7	334,100	381,300
8	336,300	383,800
9	338,600	386,400
10	340,800	389,100
11	343,000	391,800
12	345,200	394,500

13	347, 200	397, 100
14	349, 300	399, 400
15	351, 400	401, 700
16	353, 500	404, 100
17	355, 500	406, 400
18	357, 500	408, 500
19	359, 500	410, 600
20	361, 400	412, 700
21	363, 500	414, 800
22	365, 400	416, 800
23	367, 400	418, 800
24	369, 400	420, 800
25	371, 500	422, 900
26	373, 500	424, 500
27	375, 500	426, 100
28	377, 500	427, 700
29	379, 500	429, 400
30	381, 400	430, 700
31	383, 300	432, 000
32	385, 100	433, 300
33	386, 900	434, 600
34	388, 600	435, 900
35	390, 300	437, 200
36	392, 000	438, 400
37	393, 700	439, 700
38	394, 900	440, 600
39	396, 100	441, 500
40	397, 300	442, 400
41	398, 400	443, 200
42	399, 600	444, 000
43	400, 800	444, 800
44	402, 000	445, 600

45	403,000	446,400
46	403,700	447,200
47	404,400	448,000
48	405,100	448,800
49	405,900	449,400
50	406,600	450,200
51	407,300	451,000
52	408,000	451,800
53	408,800	452,400
54	409,500	453,200
55	410,200	454,000
56	410,900	454,800
57	411,600	455,400
58	412,300	456,200
59	413,000	457,000
60	413,700	457,800
61	414,300	458,400
62	415,000	
63	415,700	
64	416,400	
65	416,900	
66	417,500	
67	418,200	
68	418,900	
69	419,400	
70	420,100	
71	420,800	
72	421,500	
73	422,000	
74	422,700	
75	423,400	
76	424,100	

77	424,600	
----	---------	--

備考 1 級は事務局次長の職にある者に、
2 級は事務局長の職にある者に適用する。

附 則

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

公 告

新潟県市町村総合事務組合議会議員の退任について（公告）

新潟県市町村総合事務組合議会議員の退任があったので、次のとおり公告する。

平成 22 年 11 月 30 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

組合議会議員

退 任 片山 吉忠（新発田市長） 平成 22 年 11 月 30 日